

2023年3月9日

(電子提供措置の開始日 2023年3月2日)

株主各位

第24期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項 (法令及び定款に基づく交付書面記載省略分)

法令及び当社定款第20条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しており、当該書類は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://metaplanet.jp/electronic-notifications/>) 及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show> 「証券コード：3350」に掲載しております。

1. 事業報告の以下の事項

- (1) 財産及び損益の状況の推移
- (2) 主要な事業内容
- (3) 主要な事業所
- (4) 従業員の状況
- (5) 主要な借入先の状況

2. 会社の株式に関する事項の以下の事項

- (1) 発行可能株式総数
- (2) 発行済株式の総数
- (3) 株主数
- (4) 大株主

3. 会社の新株予約権等に関する事項の以下の事項

- (1) 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
- (3) その他新株予約権等の状況

4. 会社役員に関する事項の以下の事項
 - (1) 責任限定契約の内容の概要
 - (2) 社外役員に関する事項
5. 会計監査人の状況の以下の事項
 - (1) 会計監査人の名称
 - (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - (3) 非監査業務の内容
 - (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
 - (5) 責任限定契約の内容の概要
6. 会社の体制及び方針の以下の事項
 - (1) 業務の適正を確保するための体制
 - (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針
 - (4) 会社の支配に関する基本方針
7. 連結計算書類の以下の事項
 - (1) 連結貸借対照表
 - (2) 連結損益計算書
 - (3) 連結株主資本等変動計算書
 - (4) 連結注記表
8. 計算書類の以下の事項
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 株主資本等変動計算書
 - (4) 個別注記表
9. 監査報告書の以下の事項
 - (1) 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
 - (2) 計算書類に係る会計監査人の監査報告
 - (3) 監査役会の監査報告

株式会社メタプラネット

1. 事業報告

(1) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別 第21期 (2019年12月期)	第22期 (2020年12月期)	第23期 (2021年12月期)	第24期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高(千円)	2,509,743	784,949	518,451	366,121
経常損失(△)(千円)	△313,110	△2,187,900	△1,230,727	△836,658
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△2,290,444	△2,967,158	△737,240	977,845
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△43.20	△51.92	△12.89	17.10
総資産(千円)	15,059,665	14,541,905	13,091,183	5,357,296
純資産(千円)	3,296,549	404,718	△373,414	617,518
1株当たり純資産額(円)	56.14	6.95	△6.66	10.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 2019年3月27日開催の定時株主総会決議により、2019年4月10日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、第21期（2019年12月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている当期の数値については、当該会計基準等を適用した後の状況となっております。

(2) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

名称	区分に属する主要な事業内容
ホテル事業	ホテルの運営事業

(3) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

本社 東京都品川区西五反田一丁目9番3号

(4) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
営業部門	14 (0)名	△76名
全社	7 (0)名	△13名
合計	21 (0)名	△89名

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は()内に派遣社員を除いた年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7 (0)名	2名	43.4歳	1.8年

(注) 従業員数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は()内に派遣社員を除いた年間の平均人員を外数で記載しております。

(5) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社東京スター銀行	2,055,400千円
EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社	162,500千円
EVO FUND	339,847千円

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

(単位：株)

種類	発行可能株式総数
普通株式	228, 237, 948

(注) 2023年2月7日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2023年2月7日付で発行可能株式総数は271,762,052株増加し、500,000,000株となっております。

当社の定款第6条に定められたところにより、当社の普通株式の発行可能株式総数は、500,000,000株であります。

(2) 発行済株式の総数

(単位：株)

種類	発行済株式の総数
普通株式	57, 172, 092

(注) 1. 発行済株式の総数は自己株式(20,095株)を控除しております。
 2. 2023年2月8日を払込期日とする公募による新株式発行による増資により、発行済株式総数は57,500,000株増加し、114,692,187株となっております。

(3) 株主数

普通株式 10,025名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
	普通株式	
EVO FUND	30,000,030	52.47
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (當任代理人 香港上海銀行東京支店)	10,025,453	17.54
加賀美郷	1,029,660	1.80
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL) フィリップ証券株式会社代表取締役社長 下山均	400,500	0.70
湯浅英之	350,000	0.61
熊谷正昭	277,100	0.48
J P モルガン証券株式会社 代表取締役社長 李家輝	194,800	0.34
中村昌弘	187,600	0.33
GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長 鬼頭弘泰	182,600	0.32
下山剛矢	154,310	0.27

(注) 発行済株式の総数は自己株式(20,095株)を控除しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
・ 2015年2月24日付の取締役会決議による第5回新株予約権

新株予約権の数	54,500個（新株予約権1個につき10株）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 545,000株
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円
新株予約権の行使期間	2015年3月12日から2023年3月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	下記（注）4. 参照

（注）1. 新株予約権1個あたり普通株式10株

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個につき85円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

新株予約権 1 個につき5,300円

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の } 1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2015年3月12日から2023年3月11日まで

4. 新株予約権の行使の条件

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額（但し、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定める方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に15%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額（但し、上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」で定める方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）で行使期間の終期まで行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していないことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となり、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに類する法的手段の各手続開始の申立てがなされ、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。但し、上記①に従い、本新株予約権を行使期間の終期まで行使しなければならぬこととなった場合、または取締役会の決議による承認を得た場合はこの限りではない。なお、この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の単数が生じた場合には、かかる単数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- イ. 2015年3月12日から2017年3月11日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%まで
 - ロ. 2017年3月12日から2019年3月11日
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%まで
 - ハ. 2019年3月12日から行使期間の終期まで
当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について、株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役サム・ゲロヴィッチ氏及び社外取締役横田邦彦氏並びに監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役及び監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は、第24期定時株主総会招集ご通知 事業報告 2. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項（2022年12月31日現在）に記載のとおりであります。

重要な兼業先と当社との間に、開示すべき特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	社外取締役及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 横田 邦彦	当事業年度開催の取締役会33回のうち全てに出席いたしました。長年の外務省勤務による豊富な経験と知見から、議案、審議等につき必要な助言を適宜行っております。
社外監査役 高桑 昌也	当事業年度開催の取締役会33回のうち32回及び監査役会10回のうち全てに出席いたしました。財務及び会計に関する豊富な経験と知見をもとに、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜必要な助言を行っております。
社外監査役 大橋 俊明	当事業年度開催の取締役会33回のうち全て及び監査役会10回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言を行っております。
社外監査役 戸田 知代	当事業年度の取締役会33回のうち32回及び監査役会10回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な助言を行っております。

③ 当社親会社及び親会社の子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人やまぶき

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額			当社及び当社子会社が支 払うべき金銭その他の財 産上の利益の合計額
会計監査人	監査業務	非監査業務	
監査法人やまぶき	27,000千円	-	27,000千円
計	27,000千円	-	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、監査業務に係る報酬額についてはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することを審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての内容の概要は、次のとおりであります。

- ① 当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。
 - a. 当社の取締役は、高い倫理観をもち、法令及び定款その他内規程の遵守はもとより、経営の健全性と透明性を高めるための体制の構築について率先して行動を行い、当社及び当社グループの構成員に向けて適切な指揮、指導を行う。
 - b. 当社の取締役により構成される取締役会は、当社所定の「取締役会規則」に基づき、法令及び定款に基づいた適正な運営を行う。
 - c. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、これらの活動を助言しないこととしている。この基本的な考え方を業務規程の反社会的勢力対応規程に明記し、当社はじめグループ各社役職員に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等専門機関との連携を深め、情報収集に努めている。また、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受けるおそれのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。
 - a. 当社は、社長直轄の内部監査人を設け、内部監査担当者及び監査役と協力し内部監査の強化を図っております。
内部監査人は、当社の内部監査システムにおいて、コンプライアンス及び内部統制の観点から、モニタリング、指導、助言を行う重要な機能を担う。内部監査人は、当社所定の「内部監査規程」に基づき、年度スケジュールにしたがって子会社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び定款その他内規程等の遵守についての指導を継続的に行い、コンプライアンス及び内部統制が組織として機能していることの検証を実践する。
 - b. コンプライアンス及び内部統制に係る業務指針となる社内規程については、関係法令の改正などに合わせ隨時加筆修正を行う。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る重要文書等の情報の取り扱いは、取締役1名を担当責任者とし、「文書管理規程」「情報管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存及び管理を行うものとする。
また、当該業務を内部監査部門による内部監査の対象とし、業務の適正性確保のための継続的なモニタリングを行うものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴う様々なリスクへの対応について、以下のような取り組みを行っており、今後ともこれに係る体制の整備を図っていくものとする。

- a. 社内規程等において、取締役及び使用人が適正なリスク管理の考え方に基づく行動をとるよう定め、これの遵守状況を内部監査人が監視、監督する体制を構築する。
- b. 重要なリスク情報は、月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会に報告される。また、取締役ほか幹部社員で構成される幹部会においても、リスク情報について情報交換及び議論を行うことにより、リスク管理体制の強化を図る。
- c. 会社法務等に実績ある法律事務所と顧問契約を結び、隨時法律顧問として法律問題全般にわたりアドバイスを適時受けられる体制を設ける。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な経営課題にあたって、取締役会における議論に先立ち、幹部社員で構成される幹部会などを通じて活発に意見交換を行うなど、現場の業務執行について経営陣が迅速に情報共有、意思決定を行うことのできる体制の整備を図っていくものとする。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等を効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

- a. 当社は、子会社等に対する全般的な管理方針、管理組織について「関係会社管理規程」として定め、これに従って子会社等に関する業務の円滑化及び管理の適正化を図る。
- b. 当社所定の内部監査について、子会社を監査対象として含め、当社同様の内部監査体制を整備する。
- c. 当社監査役は、定期的なヒアリング、重要な会議への出席などにより、子会社の業務執行に係る厳正な監査を行う。
- d. 子会社及び関連会社を集めた月次の関連会社会議を開催し、会計情報のほか、事業の概況及び展望についての情報共有に努める。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項
当社は、現在、監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、今後以下の方針により、当該使用人の設置を検討する。

- a. 監査役が監査業務を遂行するにあたって、その職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、当社は、その妥当性を考慮した上で、これを置くことを認める。
- b. 上記の場合に、監査役が指定する補助すべき期間中、指名された使用人への指揮権ほか、当該使用人の待遇、待遇等に係る権限を監査役会に委譲するものとし、当該使用人は取締役の指揮命令を受けない。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役機能の重要性を強く認識し、当社の業務執行について厳正な監査を実施すべく、以下の取り組みを通じて、社内の重要事項についての報告を受けるべき体制の整備を図っていくものとする。

- a. 監査役は、全ての取締役会及び重要な会議に随時出席し、また必要に応じて各取締役とのヒアリングを実施することにより、取締役会及び各取締役の職務執行について随時報告及び情報提供を受ける。
- b. 監査役は、会計監査人と、毎年の監査スケジュールに合わせて定期的に意見交換を行うなど、重要な会計方針、会計基準及びその変更など、会計上の重要な課題について随時報告及び情報提供を受ける。
- c. 監査役は、内部監査部門と内部統制システムに係る活動状況について、適宜意見交換、情報共有を行い連携を図る。
- d. 監査役のうち1名は常勤とし、日常の業務運営の中で適宜使用人から重要事項の報告を受け付ける。
- e. 上記のほか、取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて、経営上の課題、重大なリスク、子会社に関する重大な事項、重要な会議議事録その他の業務文書等について随時報告及び情報提供を行うものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との対応につき、管理部を所管部門とし、業務運営の状況、重要事項の報告等、緊密に連絡を行うことにより、監査役の円滑な監査業務遂行をサポートするものとする。

当社は、今後とも監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役とが適宜意見交換を行うなどして、必要な環境の整備を図っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役会につきましては、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度において計33回開催いたしました。取締役会では、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、事業活動に伴うリスク等に関する情報を共有し、グループ全体の業務執行状況の監視・監督の役割を適切に果たしております。
- ・監査役会につきましては、監査役監査の他、管理職者との面談や取締役会への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンス体制の監視・監督を行っております。また、内部監査人及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。
- ・当社は、独立した内部監査部門として、社長直属の内部監査人を配置しております。内部監査人は、年度スケジュールに従って子会社を含めた各部署の内部監査を実施し、法令及び社内規程等の遵守についての指導を継続して行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと認識しており、収益力の向上・財務体質の改善を図りながら長期的かつ安定した配当及び利益還元をおこなうことを基本方針としております。

配当の決定機関及び回数につきましては、株主総会の決議により期末において年1回実施することを基本方針とし、業績等に応じて、取締役会の決議により中間配当を実施することとしております。

当期の配当につきましては、上記基本方針に基づき無配とすることを決定いたしました。内部留保資金につきましては、有効投資してまいります。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

7. 連結計算書類

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【510,690】	【流動負債】	【3,664,466】
現金及び預金	207,260	短期借入金	501,887
売掛金	17,225	1年内返済予定の長期借入金	2,096,132
商品及び製品	623	未払金	470,776
原材料及び貯蔵品	820	未払費用	223,093
その他の	290,827	未払法人税等	60,729
貸倒引当金	△6,067	預り金	296,485
【固定資産】	【4,846,606】	【固定負債】	【1,075,311】
(有形固定資産)	(4,479,782)	長期借入金	1,068,499
建物及び構築物(純額)	10,446	退職給付に係る負債	5,762
信託建物及び信託構築物(純額)	1,328,383	その他の	1,050
信託土地	1,198,686	負債合計	4,739,778
建設仮勘定	1,910,956	純資産の部	
その他の(純額)	31,310	【株主資本】	【664,170】
(無形固定資産)	(309)	(資本金)	(0)
その他の	309	(資本剰余金)	(△3,087,667)
(投資その他の資産)	(366,514)	(利益剰余金)	(3,891,251)
長期貸付金	328,978	(自己株式)	(△139,414)
長期未収入金	359,762	【その他の包括利益累計額】	【△51,284】
その他の	117,846	(為替換算調整勘定)	(△51,284)
貸倒引当金	△440,073	【新株予約権】	【4,632】
資産合計	5,357,296	純資産合計	617,518
		負債・純資産合計	5,357,296

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上 高			366,121
売 上 原 価			181,616
売 上 総 利 益			184,504
販売費及び一般管理費			1,043,334
営 業 外 収 益			△858,829
受 取 利 息		803	
為 替 差 益		88,880	
助 成 金 収 入		6,747	
そ の 他		1,784	98,215
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		76,044	76,044
経 常 損 失			△836,658
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		94	
新 株 予 約 権 戻 入 益		2,820	
リ 一 ス 解 約 益		2,867,218	
債 務 免 除 益		26,711	
そ の 他		9,249	2,906,094
特 別 損 失			
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額		804,961	
減 損 損 失		284,125	
和 解 金		1,000	1,090,087
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			979,348
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			1,502
法 人 税 等 合 計			1,502
当 期 純 利 益			977,845
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			977,845

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年1月1日 残高	0	△3,087,667	2,913,406	△139,181	△313,442
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			977,845		977,845
自己株式の取得				△232	△232
新株予約権の失效					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	977,845	△232	977,612
2022年12月31日 残高	0	△3,087,667	3,891,251	△139,414	664,170

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年1月1日 残高	△67,424	△67,424	7,452	△373,414
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				977,845
自己株式の取得				△232
新株予約権の失效			△2,820	△2,820
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,140	16,140	-	16,140
連結会計年度中の変動額合計	16,140	16,140	△2,820	990,932
2022年12月31日 残高	△51,284	△51,284	4,632	617,518

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

【継続企業の前提に関する注記】

当社グループは、過年度より継続して営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また当連結会計年度においても、営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく下記のような対応策を講じ、当該状況の解消または改善に努めています。

① ホテル事業の見直しと新規事業の立ち上げ

当社グループは、現在における国内外の経済情勢全般、当社グループの主力事業であるホテルの開発及び運営が必要とする資金の多さ、そして世界で新たな事業機会を生み出している技術革新の速度やその広がり具合を各方面から検討し、現在の当社が置かれている事業環境を分析いたしました。その結果当社グループは、今後の株主価値の継続的かつ発展的な創出のためには、急速に進化する技術を取り入れて当社グループの保有資産及びビジネスモデルをデジタル化するとともに、新たな事業機会に挑戦することが必要であると判断しました。

具体的には、当社グループは以下の3つの事業に注力いたします。

・Web 3及びメタバースの製品及びサービスの提供による成長を目指す事業

五反田のホテルを不動産開発の経験及びNFT関連事業を活かしてメタバースの拠点・会員クラブに再構築し、従来のホテル事業の資産から価値を創造するプロジェクトである「WEN Tokyo」、日本の芸術家及び職人が日本のアートと結びついたNFTを作成しNFTの取引及び各種イベントを通じて職人気質に基づくコミュニティを創設する「Takumi-X」、並びに容易にNFTを作成及び取引することのできるプラットフォームの開発・運営を予定しております。

・Web 3及びメタバースにかかるプロジェクト向けの助言及びコンサルティング事業

ブロックチェーン及び非中央集権的技術に不慣れな海外及び日本の企業に対し、当社グループは、企業のWeb 2からWeb 3への移行、並びに、海外企業によるWeb 3事業の日本導入及び日本企業による海外Web 3事業進出を支援する専門家集団によるコンサルティングを提供します。

・Web 3及びメタバースにかかるプロジェクト、企業及びデジタル資産への投資事業

定期的な収益またはキャピタルゲインの可能性をもたらす有望なWeb 3及びメタバースにかかる企業及びプロジェクト並びにデジタル資産（NFT、トークン及び日本において取引可能な暗号通貨を含みます。）に投資し、長期的な収益獲得を見込みます。

ホテル事業については、すでにリース契約で運営していたホテル及び保有する札幌のホテルはすべて閉業し、フィリピンのホテルも売却を決定していることから、今後は五反田の物件のみを継続する予定です。

② 資本政策の促進

ホテル事業の見直しと新規事業により業績の改善を図りながら、増資や融資などを含む新たな資金調達の手段を検討してまいります。2023年2月7日には臨時株主総会を開催し、第三者割当増資と新株予約権の発行により1,173,690千円を調達いたしました。

③ コスト削減

当社グループでは、ホテル事業の見直しに伴い、保有する五反田の物件を除き、すべてのホテルについて、不採算を理由に営業を終了しており、今後も引き続き、徹底的なコスト削減を図ります。

また、新規事業に伴い無駄な経費が増大しないよう、徹底的なコスト管理を実施いたします。

上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図つてまいりますが、これらの施策は実施途上であり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社数 5社

連結子会社の名称 株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン
チューン那霸匿名組合

Red Planet Hotels Manila Corporation

株式会社メタマーケット

ウェン東京合同会社

(2) 連結の範囲変更

Red Planet Hotels (Thailand) Limited

Red Planet Hotels Two (Thailand) Limited

Red Planet Hotels Three (Thailand) Limited

Red Planet Hotels Four (Thailand) Limited

Red Planet Hotels Five (Thailand) Limited

Red Planet Hotels Six (Thailand) Limited

上の6社に付きましては、2022年5月2日付で子会社株式分を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

RPJ名古屋錦合同会社を営業者とする匿名組合

合同会社RPJ 1

合同会社レッド・プラネット・アンカン

上の3社に付きましては、2022年6月30日付で出資持分を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

株式会社メタマーケット

ウェン東京合同会社

上の2社に付きましては、2022年10月付で当社100%出資により、連結子会社と致しました。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品

主として移動平均法

原材料及び貯蔵品

主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物及び構築物……………3～29年
信託建物及び信託構築物……………10～39年
その他……………2～10年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。 |

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に宿泊及びこれに付随するホテルサービスを国内外の顧客に対して提供しており、顧客にサービスを提供した時点及び商品を引き渡した時点でこれらの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

② 退職給付に係る負債
の計上基準

③ 連結納税制度の適用

④ 連結納税制度から単
体納税制度への移行
に係る税効果会計の
適用

⑤ 重要な外貨建資産及
び負債の本邦通貨へ
の換算基準

支出時に全額費用として処理しております。

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付見込額に基づき当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。

連結納税制度を適用しております。

当社及び一部の国内連結子会社は、従来連結納税制度を適用しておりましたが、当連結会計年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌連結会計年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に基づき、翌連結会計年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理及び開示を行っております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当連結会計年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号 2015年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号 2015年1月16日）に従っております。

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

【会計方法の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、この結果、当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております「預り金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度末の「預り金」は、186,335千円であります。

【重要な会計上の見積りに関する注記】

(固定資産の評価に関する会計上の見積り)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,479,782千円
減損損失	284,125千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、各ホテルを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社費用配賦後の各ホテルの営業損益が2期連続してマイナスとなった場合等に減損の兆候を識別しております。また、減損の兆候に該当したホテルについて、当該ホテルから得られる割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該ホテルに係る固定資産の帳簿価額を下回る場合に、その回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回る金額を減損損失としております。この回収可能価額は、各ホテルの割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

上記将来キャッシュ・フローは、ホテル毎に作成された将来事業計画に基づいております。当該将来事業計画における主要な仮定は、想定客室単価、想定客室稼働率及び新型コロナウイルス感染症の収束までの期間等であり、各ホテルの過去実績や業界動向等を勘案の上策定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいており、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の評価金額に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

現金及び預金	101,810千円
信託建物及び信託構築物	1,328,383千円
信託土地	1,198,686千円
建設仮勘定	1,899,774千円
合 計	4,528,654千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,096,132千円
長期借入金	749,468千円
合 計	2,845,600千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

473,128千円

3. 保証債務

以下の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

Red Planet Hotels Philippines Corporation 1,576,568千円

なお、上記全額について、Red Planet Hotels Limitedより再保証を受けております。

4. ノンリコース債務

1年内返済予定の長期借入金	2,055,400千円
合計	2,055,400千円

ノンリコース債務に対応する資産

現金及び預金	101,810千円
信託建物及び信託構築物	1,328,383千円
信託土地	1,198,686千円
合計	2,628,880千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	57,192,187	—	—	57,192,187
合 計	57,192,187	—	—	57,192,187
自己株式				
普通株式	16,955	3,140	—	20,095
合 計	16,955	3,140	—	20,095

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 545,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に設備投資を含めた事業計画遂行のための、必要な資金（主に銀行等借入や新株式の発行及びリース取引等）を調達しております。デリバティブについては、借入金利や為替変動リスクを回避する目的以外での投機的な取引を行わない方針であります。

営業債権である売掛金、また、貸付金及び長期未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理制度規程に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期貸付金 貸倒引当金（※2）	328,978		
	△80,310		
(2) 長期末収入金 貸倒引当金（※2）	248,667	248,667	—
	359,762		
	△359,762		
資産 計	—	—	—
(1) 長期借入金（※3）	248,667	248,667	—
負債 計	3,164,631	3,164,631	—
3,164,631	3,164,631	3,164,631	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「預り金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「長期貸付金」及び「長期末収入金」については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期借入金には、1年内返済予定長期借入金を含めております。

(※4) 市場価格のない株式等は、含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	0

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	248,667	—	248,667
長期未収入金	—	—	—	—
長期借入金	—	3,164,631	—	3,164,631

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。レベル2の時価に分類しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 10円72銭

1株当たり当期純利益 17円10銭

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】4. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【重要な後発事象】

1. 第三者割当による新株式、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第10回新株予約権につき有償ストック・オプション）の発行の件

当社は、2022年12月28日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式、第9回新株予約権及び第10回新株予約権（第10回新株予約権につき有償ストック・オプション）の発行に関しまして、2023年2月7日開催の臨時株主総会による承認を経たあと、2023年2月8日付で予定通り発行価額全額（1,173,690千円）の払込が完了いたしました。

このことにより、以下のとおり、発行済株式総数、資本金等が増加しております。

株式の種類	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
普通株式	57,500,000	114,692,187	575,000	575,000	575,000	1,909,745

II. 当社連結子会社株式の売却の件

当社は2023年1月10日付で当社連結子会社である「Red Planet Hotels Manila Corporation」（以下「Manila Corp」といいます。）の株式の売却について、ポラリス・ホールディングス株式会社と株式売買契約を締結することを同日開催の取締役会にて決議いたしました。なお、本株式売買契約の締結は、ポラリス・ホールディングス株式会社の連結子会社である株式会社ポラリス・アジアと行っております。

これによりManila Corpは、当社の連結の範囲から除外されることになります。

1. 株式売却の背景

新型コロナ感染症の世界的なパンデミックは、一時ピークを越えたよう見受けられましたが、日本では海外からの旅行客の入国規制が続いている、新たに第7波が発生するなど、ホテルの宿泊需要が回復するまでには相当な時間を要することが推測されます。そのような環境下において、当社は企業の存続をかけてあらゆるコストの見直し、事業の再構築を早急に進めております。Manila Corpについては、フィリピン共和国のマニラ首都圏にて新たにホテル2棟の建設を進めてまいりましたが、当社のグローバル戦略の見直しと今後の当社の運転資金の確保の観点から、同社株式を売却することにいたしました。

2. 讓渡する相手先の名称

株式会社ポラリス・アジア

3. 売却の時期

2023年3月頃（予定）

本件株式譲渡について、フィリピン共和国の現地銀行でManila Corpへ融資を行っているアジア・ユナイテッド・バンクの書面による事前の同意が得られることが前提条件になっております。

4. 当該子会社の名称、事業内容

① 名称 Red Planet Hotels Manila Corporation

② 事業内容 ホテルの企画、開発、所有、管理、運営

5. 売却前の所有株式数、売却する株式の数、売却後の持分比率、売却価額

① 売却前所有株式数 10,624,394株

② 売却する株式の数 10,624,394株

③ 売却後の持分比率 －%

④ 売却価額 38百万円

8. 計算書類

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【1,074,013】	【流 動 負 債】	【1,030,325】
現 金 及 び 預 金	68,006	短 期 借 入 金	501,887
未 収 入 金	553,453	1年内返済予定の長期借入金	338,827
関 係 会 社 立 替 金	9,692	未 払 金	47,666
前 払 費 用	5,680	未 払 費 用	31,937
短 期 貸 付 金	1,737,397	未 払 法 人 税 等	60,154
関 係 会 社 預 け 金	4,400	預 り 金	49,850
そ の 他	29,896	【固 定 負 債】	【1,344,174】
貸 倒 引 当 金	△1,334,513	長 期 借 入 金	1,344,174
【固 定 資 産】	【2,049,022】	負 債 合 計	2,374,499
(有 形 固 定 資 産)	(1,306,066)	純 資 産 の 部	
建 物	550	【株 主 資 本】	【743,904】
信 託 建 物	330,123	(資 本 金)	(0)
工 具 器 具 備 品	8,653	(資 本 剰 余 金)	(1,334,745)
信 託 土 地	1,198,594	資 本 準 備 金	1,334,745
減 価 償 却 累 計 額	△231,855	(利 益 剰 余 金)	(△451,427)
(無 形 固 定 資 産)	(126)	利 益 準 備 金	5,820
ソ フ ト ウ ェ ア	126	そ の 他 利 益 剰 余 金	△457,247
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(742,829)	繰 越 利 益 剰 余 金	△457,247
投 資 有 価 証 券	0	(自 己 株 式)	(△139,414)
関 係 会 社 株 式	24,267	【新 株 予 約 権】	【4,632】
そ の 他 の 関 係 会 社 有 価 証 券	712,488	純 資 產 合 計	748,536
出 資 金	1,000	負 債 ・ 純 資 產 合 計	3,123,036
長 期 貸 付 金	1,470,819		
長 期 未 収 入 金	359,762		
差 入 敷 金 保 証 金	5,074		
貸 倒 引 当 金	△1,830,582		
資 產 合 計	3,123,036		

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から)
 (2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			15,794
売 上 原 価			164,406
売 上 総 損 失			△148,612
販売費及び一般管理費			273,948
営 業 損 失			△422,560
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		0	
為 替 差 益		135,541	
そ の 他		766	136,308
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		34,778	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		925,714	960,492
経 常 損 失			△1,246,744
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益		2,820	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額		2,389,591	
そ の 他		8,888	2,401,299
特 別 損 失			
関 係 会 社 整 理 損		1,975,452	1,975,452
税 引 前 当 期 純 損 失			△820,897
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		860	860
当 期 純 損 失			△821,758

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から)
(2022年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益剰余金
2022年1月1日残高	0	1,334,745	5,820	364,510
事業年度中の変動額				
新株予約権の失効				
当期純損失				△821,758
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
自己株式の取得				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△821,758
2022年12月31日残高	0	1,334,745	5,820	△457,247

(単位:千円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2022年1月1日残高	△139,181	1,565,895	7,452	1,573,347
事業年度中の変動額				
新株予約権の失効		—	△2,820	△2,820
当期純損失		△821,758		△821,758
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
自己株式の取得	△232	△232		△232
事業年度中の変動額合計	△232	△821,990	△2,820	△824,810
2022年12月31日残高	△139,414	743,904	4,632	748,536

(注) 金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、過年度より継続して営業損失及び経常損失を計上しております。また当事業年度においても、営業損失及び経常損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は持株会社であるため、当社グループとして下記のような対応策を講じ、実行していくことが、当社における当該状況の解消または改善につながるものと判断しております。

① ホテル事業の見直しと新規事業の立ち上げ

当社グループは、現在における国内外の経済情勢全般、当社グループの主力事業であるホテルの開発及び運営が必要とする資金の多さ、そして世界で新たな事業機会を生み出している技術革新の速度やその広がり具合を各方面から検討し、現在の当社が置かれている事業環境を分析いたしました。その結果当社グループは、今後の株主価値の継続的かつ発展的な創出のためには、急速に進化する技術を取り入れて当社グループの保有資産及びビジネスモデルをデジタル化するとともに、新たな事業機会に挑戦することが必要であると判断しました。

具体的には、当社グループは以下の3つの事業に注力いたします。

- Web 3及びメタバースの製品及びサービスの提供による成長を目指す事業

五反田のホテルを不動産開発の経験及びNFT関連事業を活かしてメタバースの拠点・会員クラブに再構築し、従来のホテル事業の資産から価値を創造するプロジェクトである「WEN Tokyo」、日本の芸術家及び職人が日本のアートと結びついたNFTを作成しNFTの取引及び各種イベントを通じて職人気質に基づくコミュニティを創設する「Takumi-X」、並びに容易にNFTを作成及び取引することのできるプラットフォームの開発・運営を予定しております。

- Web 3及びメタバースにかかるプロジェクト向けの助言及びコンサルティング事業

ブロックチェーン及び非中央集権的技術に不慣れな海外及び日本の企業に対し、当社グループは、企業のWeb 2からWeb 3への移行、並びに、海外企業によるWeb 3事業の日本導入及び日本企業による海外Web 3事業進出を支援する専門家集団によるコンサルティングを提供します。

- Web 3及びメタバースにかかるプロジェクト、企業及びデジタル資産への投資事業

定期的な収益またはキャピタルゲインの可能性をもたらす有望なWeb 3及びメタバースにかかる企業及びプロジェクト並びにデジタル資産(NFT、トークン及び日本において取引可能な暗号通貨を含みます。)に投資し、長期的な収益獲得を見込みます。

ホテル事業については、すでにリース契約で運営していたホテル及び保有する札幌のホテルはすべて閉業し、フィリピンのホテルも売却を決定していることから、今後は五反田の物件のみを継続する予定です。

② 資本政策の促進

ホテル事業の見直しと新規事業により業績の改善を図りながら、増資や融資などを含む新たな資金調達の手段を検討してまいります。2023年2月7日には臨時株主総会を開催し、第三者割当増資と新株予約権の発行により1,173,690千円を調達いたしました。

③ コスト削減

当社グループでは、ホテル事業の見直しに伴い、保有する五反田の物件を除き、すべてのホテルについて、不採算を理由に営業を終了しており、今後も引き続き、徹底的なコスト削減を図ります。

また、新規事業に伴い無駄な経費が増大しないよう、徹底的なコスト管理を実施いたします。

上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図つてまいりますが、これらの施策は実施途上であり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他の関係会社有価証券 分配された損益について営業損益に計上するとともに同額をその他の関係会社有価証券に加減算することにより評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

匿名組合出資金 分配された損益について営業損益に計上するとともに同額を匿名組合出資金に加減算することにより評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び信託建物………3～17年

工具器具備品………4～5年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
株式交付費
- ② 連結納税制度の適用
- ③ 法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の処理

支出時に全額費用として処理しております。

連結納税制度を適用しております。

当社は従来連結納税制度を適用しておりましたが、当事業年度中にグループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出したことにより翌事業年度から単体納税制度に移行することとなりました。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に基づき、翌事業年度より単体納税制度を適用することを前提として会計処理及び開示を行っております。

なお、法人税及び地方法人税に関する会計処理及び開示については、当事業年度においては連結納税制度が適用されていることから、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号 2015年1月16日）

及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号 2015年1月16日）に従っております。

【会計方法の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、この結果、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類への影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「短期貸付金」は、500千円であります。

【重要な会計上の見積りに関する注記】

(固定資産の評価に関する会計上の見積り)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
 有形固定資産 1,306,066千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項（重要な会計上の見積りに関する注記） 固定資産の評価に関する会計上の見積り」の内容と同一であります。

(関係会社投融資の評価に関する会計上の見積り)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
 短期貸付金 1,736,897千円
 上記に係る貸倒引当金 △764,403千円
 関係会社株式 24,267千円
 貸倒引当金繰入額 764,403千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式については、その実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来事業計画等により回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。また、関係会社に対する貸付金については、対象会社の財政状態及び経営成績の状況等を総合的に勘案し算出した回収不能見込額に対し、貸倒引当金を設定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

これらの回復可能性及び回収可能性の判断にあたり、将来事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを使用しております。当該将来事業計画における主要な仮定は、評価対象会社が運営するホテルの想定客室単価並びに想定客室稼働率ホテル、新型コロナウイルス感染症の収束までの期間等であり、各ホテルの過去実績や業界動向等を勘案の上策定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、当事業年度末時点での入手可能な情報に基づいており、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社投融資の評価金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

信託建物	106,584千円
信託土地	1,198,594千円
合計	1,305,178千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	338,827千円
長期借入金	1,297,173千円
合計	1,636,001千円

2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、次の通り債務保証を行っております。

Red Planet Hotels Philippines Corporation 1,576,568千円

なお、上記全額について、Red Planet Hotels Limitedより再保証を受けております。

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	2,300,939千円
長期金銭債権	1,252,587千円
短期金銭債務	861,039千円
長期金銭債務	1,297,173千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	15,794千円
営業取引（支出分）	69,544千円
営業外取引（支出分）	34,778千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 20,095株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	1,094,783千円
投資有価証券評価損	11,725千円
関係会社株式評価損	197,124千円
固定資産売却益益金算入額	73,492千円
減損損失	43,075千円
繰越欠損金	3,027,700千円
その他	7,304千円
繰延税金資産小計	4,455,206千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,027,700千円
評価性引当額(その他)	△1,427,505千円
繰延税金資産合計	-千円
(繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	-千円
繰延税金資産の純額	-千円

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Red Planet Hotels Limited	ケイマン諸島	195,208(千USD)	ホテル事業	(被所有)直接(70.50)	経営管理役員の兼任	資金の借入(注)1、2	16,170	—	—
							債務被保証(注)4	1,576,568	—	—
親会社	EVO FUND	ケイマン諸島	83,925(千USD)	投資業	(被所有)直接(69.98)	—	資金の借入(注)1、3	200,000	短期借入金	339,387
親会社の子会社	Red Planet Hotels Philippines Corporation	フィリピン	10,000(千PHP)	ホテル事業	—	役員の兼任	債務保証(注)4	1,576,568	—	—
親会社の子会社	EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	315,000	投資業	—	—	資金の借入(注)1、3	—	短期借入金	162,500

- (注) 1. EV O FUND LLC及びEVO FUNDは、株式公開買い付けにより当社の親会社であったRed Planet Holdings Pte. Ltd. 及びRed Planet Hotels Limitedが所有していた当社株式(40,692,453株、議決権の所有割合70.50%)を、2022年9月27日にすべて取得し、新たに当社の親会社となりました。なお取引金額は、関連当事者であった期間の取引を集計しております。
- また、2022年10月4日にイープイオーファンドエルエルシー(EV O FUND LLC)より大量保有報告書(変更報告書)が提出されており、同報告書では当社の親会社であるイープイオーファンドエルエルシー(EV O FUND LLC)が共同保有者からはずれたことから、イープイオーファンドエルエルシー(EV O FUND LLC)は、2022年9月27日付で当社の親会社でなくなりました。
2. 資金の借入については、当社の子会社であるRed Planet Hotels Manila Corporationにおけるホテル建設資金の貸付目的であるため、利息を免除されております。
3. 資金の借入については、市場金利が勘査され合理的な利率が決定されております。
4. 当社が債務保証しているRed Planet Hotels Phillipines Corporationが行った外部借入について、Red Planet Hotels Limitedが再保証を実施しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)1	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン	東京都品川区	10,000	ホテル事業	(所有)直接100.0	経営管理、役員の兼任	一	一	未収入金	552,477
							資金の貸付(注)1	161,523	長期貸付金(注)1	1,252,587
							賃料の收受	15,794	一	一
							貸倒引当金繰入	161,590	貸倒引当金	1,805,064
							債務保証損失引当金の戻入(注)2	2,389,591	一	一
							匿名組合損失の被分配	69,544	一	一
子会社	チューーン那覇匿名組合	東京都港区	242,163	ホテル事業	(所有)直接95.03間接4.97	匿名組合出資	一	一	1年内返済予定の長期借入金	338,827
							一	一	長期借入金	1,297,173
							資金の貸付(注)3	119,500	短期貸付金(注)3	1,736,897
子会社	Red Planet Hotels Manila Corporation	フィリピン メトロマニラ	10,624(千PHP)	ホテル事業	(所有)直接100.0	役員の兼任	貸付の回収	73,000		
							貸倒引当金繰入	764,403		
							貸倒引当金	764,403		

- (注) 1. 被投資会社の財政状態の悪化及び回収可能性を勘案して貸倒引当金を設定するとともに、受取利息を計上しておりません。
 2. 被投資会社のレッド・プラネット広島に係る定期建物賃貸借契約に関し、貸主に対する賃貸借期間満了日までの賃料の支払いを保証していたため債務保証損失引当金を計上しておりますが、当期に債務保証損失引当金を戻入れております。
 3. 資金の貸付については、ホテル建設資金目的であるため、利息を収受しておりません。

3. 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	13円01銭
1 株当たり当期純損失	14円37銭

【収益認識に関する注記】

当社には、収益認識に関する会計基準の適用対象となる取引がないため、記載を省略しております。

【重要な後発事象】

連結計算書類の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月2日

株式会社メタプラネット
取締役会御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メタプラネットの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタプラネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また当連結会計年度においても、営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通して、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑惑を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月2日

株式会社メタプラネット
取締役会御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メタプラネットの2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失及び経常損失を計上しており、また当事業年度においても、営業損失及び経常損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通説の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31までの第24期事業年度の取締役会の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査役報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロ判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月2日

株式会社メタプラネット 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 高桑 昌也 ㊞
社外監査役 大橋 俊明 ㊞
社外監査役 保田 志穂 ㊞

以 上